



令和5年度

御前崎市まちづくり活動支援補助金

★申請の手引き★

みなさんが取り組むまちづくり活動を
御前崎市が応援します！



御前崎市マスコットキャラクター
なみまる ふうちゃん

詳細・申請様式は、

御前崎市 まちづくり活動

検索



クリック

《問い合わせ先》

御前崎市役所企画政策課協働推進室 (市役所2階)

住 所 〒437-1692 御前崎市池新田 5585 番地

T E L 0537-85-1161

F A X 0537-85-1137

メー ル kyoudou@city. omaezaki. shizuoka. jp



目次

○御前崎市まちづくり活動支援補助金の概要

- 1 補助対象団体 1
- 2 補助対象活動 1
- 3 補助活動の区分と補助金額 2
- 4 申請方法 2

○まちづくり活動支援補助金の申請方法

- 1 手続きの流れ 3
- 2 申請書類 3
- 3 実績報告書類 3
- 4 その他（概算払い・変更） 3

○まちづくり活動支援補助金要綱の解説

- 1 趣旨 4
- 2 補助対象団体 4
- 3 補助対象活動 4
- 4 補助活動の区分及び補助金額 5
- 5 交付の申請 7
- 6 交付の決定 7
- 7 交付の条件 7
- 8 変更の承認 7
- 9 変更交付の決定 8
- 10 実績報告 8
- 11 補助金の額の確定 8
- 12 補助金の請求 8
- 13 補助金の返還 8

○申請書類の作成について

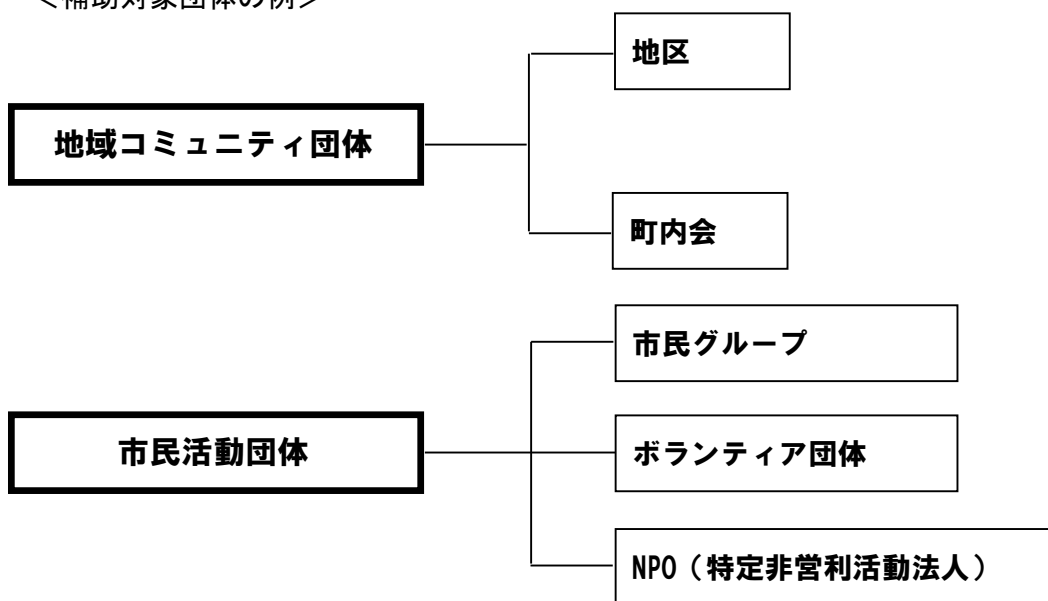
- 1 各様式の記入例
 - ・手作り施設整備活動の記入例 9
 - ・人づくり等育成活動の記入例 19
- 2 様式集 29



御前崎市まちづくり活動支援補助金の概要

1 補助対象団体

- ・御前崎市を活動拠点とし、構成員が5人以上であり、そのうちの半数以上が市内に在住していること
 - ・政治、宗教または営利を目的としていない団体であること
 - ・イベントなどのために一時的に組織された団体でないこと
- ＜補助対象団体の例＞



2 補助対象活動…市内で実施する公益的かつ新たに取り組む活動

＜活動の例＞

- ・地域の課題などに自主的・自立的に取り組む活動
- ・地域の景観や歴史文化などを生かした地域活性化につながる活動
- ・地域活性化に効果的なイベントなどの活動（まちおこしイベントなど）



【活動の具体例】

- ・遊歩道等の整備
- ・『新野左馬助公の里』のPR
- ・史跡案内看板設置
- ・女性が参加するまちづくり講座
- ・団体情報紙の作成
- ・植栽活動 など

3 補助活動の区分と補助金額

補助活動の区分	補助対象経費	補助率	補助額	備考
手作り施設整備活動	ミニ公園、遊歩道、花壇、看板等の整備に係る原材料費の購入費、重機等の機器借上げに要する経費	10分の10	20万円以内 (令和2年度からの額)	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得等に要する経費は除く。 ・複数年にわたる同一活動における補助は3年を限度とする。
人づくり等育成活動	講演会、講習会等の人づくり等の育成活動に要する報償費、旅費、需要費、役務費、使用料及びレンタル料、その他経費		20万円以内	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の内訳については、別に定める。→詳細は6ページへ ・複数年にわたる同一活動における補助は3年を限度とする。
地域活性化のための活動	イベント等に要する報償費、旅費、需要費、役務費、使用料及び借上料、その他経費		20万円以内	
まちづくり団体等広報活動	団体等の活動報告のための冊子等作成に関する経費		5万円以内	<ul style="list-style-type: none"> ・告知のためのチラシ・ポスターは対象外とする。
手作り施設整備活動【フォローアップ型】	ミニ公園、遊歩道、花壇、看板等の整備に係る原材料費の購入費、重機等の機器借上げに要する経費	2分の1	10万円以内 (令和2年度からの額)	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得等に要する経費は除く。 ・手作り施設整備活動補助を既に3回受けた団体で、これまでの補助対象事業を継承するものであって、その活動が他の模範となるものに対して補助を行う。

※1団体でそれぞれの補助活動の区分に対して1事業が申請できます。

※補助額は、千円未満を切り捨てた額となります。

4 申請方法

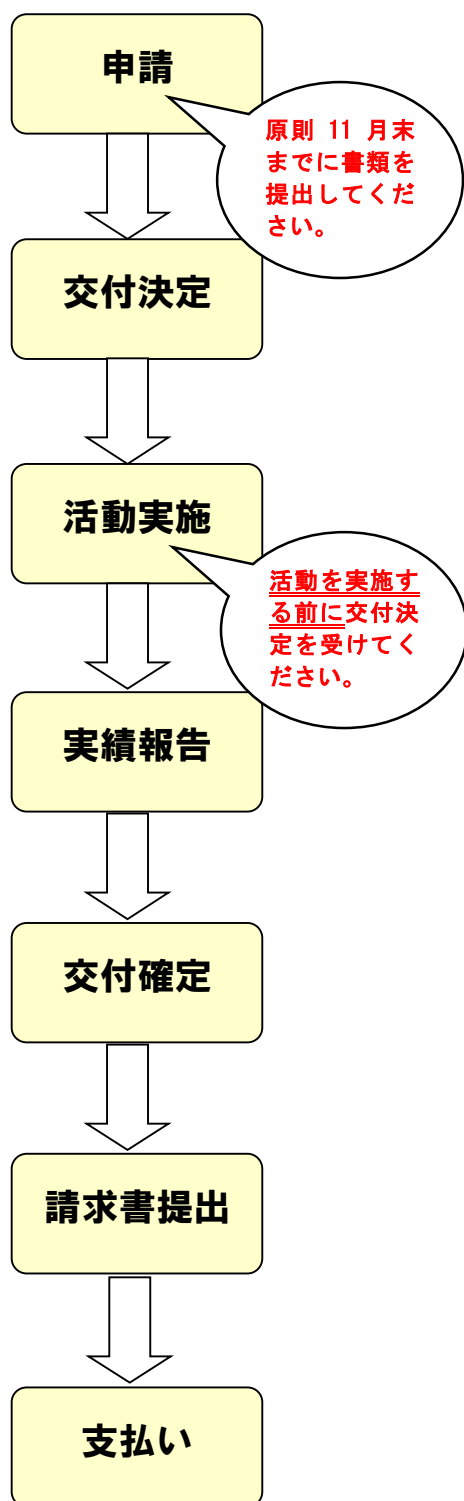
- ・申請書類（交付申請書、計画書、収支予算書等）を市役所企画政策課協働推進室へ持参または郵送、メールにて提出してください。
- ・随時募集していますが、原則11月末までに申請をしてください。
- ・予算が終了次第、申請の受付を終了します。

★詳しい申請方法については、次ページへ



まちづくり活動支援補助金の申請方法

1 手続きの流れ



2 申請書類

- ・ 交付申請書（様式第 1 号）
- ・ 活動計画書（様式第 2 号）
- ・ 収支予算書（様式第 3 号）
- ・ 補助活動等の収支予算の内訳
- ・ まちづくり活動団体等の概要、構成員名簿（会の規約がある場合は添付してください。）
- ・ 活動に要する費用の見積書（写）
- ・ 手作り施設整備活動の場合、敷地に関する書類（契約書・同意書）や位置図、公図写、平面図、配置図、立面図、現況写真などの提出が必要となります。

- * 申請様式は、御前崎市ホームページからダウンロードできます。
- * 申請書類の書き方が分からない場合は、市役所企画政策課協働推進室まで事前にご相談ください。

3 実績報告書類

- ・ 活動実績報告書（様式第 7 号）
- ・ 活動実績書（様式第 2 号）
- ・ 収支決算書（様式第 3 号）
- ・ 補助活動等の収支決算の内訳
- ・ 活動に要した費用の領収書（写）
- ・ 記録写真（活動前の状況、活動中の様子、活動後の状況）、チラシ、成果品など

- * 活動終了後 1 ヶ月以内または 4 月 10 日までのいずれか早い日に報告してください。

4 その他（概算払い、変更）

- * 概算払いを希望する場合は、交付決定後に概算払請求書（様式第 9 号）を提出してください。
- * 事業について変更がある場合は、必ず事前に市役所企画政策課協働推進室までご相談の上、変更承認申請書（様式第 8 条）及び変更活動計画書（様式第 2 号）、変更収支予算書（様式第 3 号）を提出してください。

まちづくり活動支援補助金要綱の解説

(趣旨)

第1条 市長は、地域の活性化を図り個性あるまちづくりを推進するため、まちづくりや人づくり等における市民の自発的な活動団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御前崎市補助金等交付規則(平成16年御前崎市規則第37号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

○この補助金は、まちづくりや人づくり等を自発的に行っている活動団体に対して、補助金を交付するものです。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する地域コミュニティ団体や市民活動団体等(以下「団体等」という。)とする。

- (1) 市内に活動拠点を有する団体で、5人以上で構成され、そのうちの半数以上が市内に在住していること。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的としていない団体であること。
- (3) イベント等のために一時的に組織された団体でないこと。

○対象団体は、地域コミュニティ団体や市民活動団体等です。

地域コミュニティ団体とは地区や町内会などのこと、市民活動団体とは市民グループやボランティア団体、NPO法人などのことを指します。

○対象団体は、5人以上で構成する市民グループ等でそのメンバーの年齢は問いませんが、グループ(団体)の代表者については、20歳以上の市内在住者とします。

○商工会、社会福祉協議会、観光協会、体育協会、文化協会などに所属している団体や趣味の愛好会は対象団体としていません。

(補助対象活動)

第3条 補助金の交付の対象となる活動は、前条の団体等が市内で実施する公益的かつ新たに取り組む活動で、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 地域の課題などに自主的かつ自立的に取り組む活動
- (2) 地域の景観や歴史文化などを活かした地域づくり等、地域の活性化につながる活動
- (3) まちおこしイベント等、地域活性化に効果的なイベント等の活動
- (4) その他市長が特に対象と認める活動

2 前項の規定にかかわらず、当該活動が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としな

- (1) 活動の効果が特定の個人又は法人のみに帰属する活動
- (2) 国、県又は市の他の補助制度の交付を受ける活動
- (3) 地域の継続事業や恒例となっている活動
- (4) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く活動
- (5) 団体の運営を目的とする活動
- (6) 政治活動及び宗教活動を目的とする活動

(7) その他補助することが適当でないと思われる活動

- 「公益的」とは、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与するものであり、自己の利益や特定の団体等の利益にのみ貢献するものではありません。例えば、講演会を計画した場合は、市民の誰もが参加できるものでないと該当しません。
- 「新たに取り組む活動」とは、今まで行っていなかった新規の活動のことです。したがって、今まで続けてきた活動や内容の拡大は補助対象外です。
- 申請活動が国、県、市の他の補助制度を受けている場合は、補助対象外です。
- 地域の継続事業や恒例となっている活動（お祭り、運動会、清掃作業など）については、これらの活動はすでに当該団体が自主的に行ってきた活動とみなされるため、補助対象外です。
- 参加費や会費等で十分運営可能な活動は補助対象外です。

(補助活動の区分及び補助金額)

第 4 条 まちづくり活動支援補助金の交付の対象となる補助活動の区分、補助対象経費、補助率及び補助金額は、別表のとおりとする。ただし、補助金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表 (* 1 団体で補助活動の区分のそれぞれ 1 事業に申請できます。)

補助活動の区分	補助対象経費	補助率	補助額	備 考
手作り施設整備活動	ミニ公園、遊歩道、花壇、看板等の整備に係る原材料の購入費 重機等の機器借上げに要する経費	10/10	20 万円 以内	用地取得等に要する経費は除く。 複数年にわたる同一活動における補助は 3 年を限度とする。
人づくり等育成活動	講演会、講習会等の人づくり等の育成活動に要する報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び借上料、その他経費	10/10	20 万円 以内	対象経費の内訳については、別に定める。 複数年にわたる同一活動における補助は 3 年を限度とする。
地域活性化のための活動	イベント等に要する報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び借上料、その他経費			
まちづくり団体等広報活動	団体等の活動報告のための冊子等作成に関する経費	10/10	5 万円 以内	告知チラシ・ポスターは対象外とする。
手作り施設整備活動 【フォローアップ型】	ミニ公園、遊歩道、花壇、看板等の整備に係る原材料の購入費重機等の機器借上げに要する経費	1/2	10 万円 以内	用地取得等に要する経費は除く。 手作り施設整備活動補助を既に、3 回受けた団体で、これまでの補助対象事業を継承するものであって、その活動が他の模範となるものに対して補助を行う。

《手作り施設整備活動》

- ミニ公園、遊具、遊歩道、花壇（種子も含む）、看板などにかかる原材料や重機等の機器借上代を補助対象経費とします。
- 用地取得等に要する経費は、補助対象外とします。
- 事業を行う敷地が市有地や借地などの場合は、契約書や同意書、許可書の写しが必要となります。
- 同じ活動で複数年にかけて行う活動に対しての補助は、3年間までとします。（※その場合、様式第2号の整備計画欄に記入が必要です。）なお、その場合でも、毎年申請する必要があります。
- 4年目以降は、手作り施設整備活動【フォローアップ型】をご活用ください。
- 整備された施設などの管理は、誰が行うか明確にしてください。また、事業が終わった後の維持管理費、撤去費は補助対象外となります。
- 業者へ全面的に委託する場合は、補助対象外とします。（例：看板の製作と設置までの全工程など。）
- 実績報告書の添付資料として、領収書の写しや活動の記録写真等が必要になります。

《手作り施設整備活動【フォローアップ型】》

- 手作り施設整備活動補助を3回受けた団体で、これまでの補助対象事業を継承するものであって、その活動が他の模範となるものに対して補助を行います。

《人づくり等育成活動、地域活性化のための活動》

- 講演会、講習会、イベントなどの人づくり等の育成活動やイベント等による地域活性化のための活動に対しての補助対象経費は、次の表のとおりです。

区 分	補助対象となる経費	補助対象とならない経費
報酬		団体のメンバーに対する人件費や謝礼
報償費	活動に係る講師や指導者、出演者に対する謝礼（常識の範囲内の金額としてください）	司会者謝礼、記念品、手土産代等
旅 費	講師や指導者、出演者などの会場までの交通費（実費）、宿泊費	視察調査費、参加者及び団体メンバーの交通費、宿泊費
需用費	活動を行うために必要な消耗品、コピー用紙、材料費、燃料費など	光熱水費、机、イス、パソコン等の備品購入費など
印刷費	イベント等の告知ポスターやチラシの作成代、コピー代、写真代、実績報告書など	左記以外の印刷費
食料費	講師や指導者、出演者に提供する弁当代など（1万円以下としてください）	当該団体のメンバーだけの食事代（お茶菓子、ジュース代含む）、懇親会費
役務費	活動に係る郵送料、通信料、筆耕料、通訳料、保険料など	左記以外の役務費
委託料	事業の一部を委託するもの	事業すべてを委託するもの
使用料	活動に係る会場使用料、テント、機器材借上料など	タクシー、バス借上料など

- 出演者とはプロ・アマチュアとします（小学校・幼稚園等は対象外）。
- 実績報告書の添付資料として、領収書の写し、活動の様子が分かる記録写真等が必要です。
- 参加者各自に帰属する経費（例：参加賞の賞品）は補助対象外です。

《まちづくり団体等広報活動》

- 広く市民に向けて団体の活動をPRできるような内容で、市内全戸・班数に配布できる部数を作成することとします。
- イベント等の告知チラシやポスターは補助対象外です。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、御前崎市まちづくり活動支援補助金交付申請書(様式第1号)に御前崎市活動支援補助金活動計画書(様式第2号)、御前崎市まちづくり活動支援補助金収支予算書(様式第3号)及びその他市長が必要と認める関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 申請書(様式第1号～第3号)のほか、添付書類として「まちづくり活動団体の概要」、「まちづくり活動団体等構成員名簿」、「見積書」などを提出してください。
- 手作り施設整備活動の場合、上記に加えて、敷地に関する書類(契約書・同意書)や位置図、公図写、平面図、配置図、立面図、現況写真などの提出が必要となります。
- 事業を実施する場合は、原則11月末までに書類を提出してください。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には、御前崎市まちづくり活動支援補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

- 申請書の内容や対象経費などを審査し、適当と認めた場合のみ「御前崎市まちづくり活動支援補助金交付決定通知書」により通知します。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助対象事業費の20パーセントを超える変更をしようとする場合
 - イ 補助事業を中止又は廃止をしようとする場合
 - ウ 補助事業の実施地区又は事業主体を変更しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

- 上記補助事業が中止または変更になった場合は、すみやかに市役所企画政策課協働推進室へ報告し、指示を受けてください。

(変更の承認)

第8条 前条第1号に定める変更の承認を受けようとする場合は、御前崎市まちづくり活動支援補助金変更承認申請書(様式第5号)に御前崎市まちづくり活動支援補助金変更活動計画書(様式第2号)及び御前崎市まちづくり活動支援補助金変更収支予算書(様式第3号)を添えて市長に提出しなければ

ばならない。

○変更がある場合は、「変更承認申請書(様式第5号)」、「変更活動計画書(様式第2号)」、「変更収支予算書(様式第3号)」等を提出してください。

(変更交付の決定)

第9条 市長は、前条により補助金の変更交付の決定をしたときは、「御前崎市まちづくり活動支援補助金変更交付決定通知書(様式第6号)」により、申請者に通知するものとする。

○前条の変更を承認したら、「御前崎市まちづくり活動支援補助金変更交付決定通知書」で通知します。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)は、補助事業が完了したときは、御前崎市まちづくり活動支援補助金活動実績報告書(様式第7号)に御前崎市まちづくり活動支援補助金活動実績書(様式第2号)及び御前崎市まちづくり活動支援補助金収支決算書(様式第3号)を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

○「活動実績報告書(様式第2号、第3号、第7号)」のほか、「活動に要した費用の領収書(写)」「記録写真」「チラシ」「成果品」等の関係書類を添えて、活動終了後1ヶ月以内または4月10日までのいずれか早い日までに、報告してください。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、「御前崎市まちづくり活動支援補助金交付確定通知書(様式第8号)」により通知するものとする。

○活動実績報告書や関係書類などの確認を行い、補助金額を確定し、交付確定通知書により通知します。

(補助金の請求)

第12条 交付決定団体は、前条による確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、御前崎市まちづくり活動支援補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。なお、補助金事業の目的を達成するために特に必要がある場合は、概算払の承認を受けた後、御前崎市まちづくり活動支援補助金概算払請求書(様式第9号)を提出することができる。

○活動資金に対して特に必要な場合は、概算払ができます。「概算払」は、交付決定した補助金額の50%以内を限度として交付します。

○「精算払」は、活動終了後の実績に基づいて補助金を確定し、残額を交付します。

○確定通知書を受領した日から10日以内に交付請求書を提出してください。

(補助金の返還)

第13条 市長は補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付対象者に対し期限を定めて返還を命ずるものとする。

○この要綱に違反したときや事業の実施が不適当と認められたときなど、交付の取り消しを受けた場合にはすみやかに補助金の返還を求めます。

各様式の記入例

『手作り施設整備活動』交付申請書の 記 入 例

様式第1号(第5条関係)

御前崎市まちづくり活動支援補助金交付申請書

〇〇年〇月〇日

御前崎市長 柳澤 重夫 様

住 所 御前崎市池新田〇〇番地

名 称 〇〇〇町内会

代 表 者 町内会長 〇〇 〇〇

押印は不要です。

申請する年度を記入してください。

代表者の役職を必ず記入してください。

〇〇年度において、御前崎市まちづくり活動支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

記

概算払いが不要な場合は消してください。

1 活動事業名

〇〇公園整備

2 補助活動の区分

手作り施設整備活動

フォローアップ型を申請する場合は、『手作り施設整備活動【フォローアップ型】』と記入してください。

3 活動事業経費

総活動事業額

185,900円

交付申請額

185,000円

交付申請額は1,000円未満を切り捨てです。

4 概算払の承認申請

(1) 金 額

80,000円

(2) 理 由

整備に使う材料を購入するため

(3) 交付時期

●月上旬

活動に特に必要な場合は、交付決定額の50%以内で概算払できます。

活動計画書(変更活動計

活動の内容について、決定している範囲内で具体的に記載してください。

例) 活動の目的、内容を記載。

事業を実施することで、どのような効果が予想されるのか。 など

1 活動団体の名称 ○○町内会

2 活動の内容(活動の成果)

3か年をかけて遊歩道や看板、花壇を設置し、地域住民が気軽に集う場とする。

3 活動の実施時期 ○○年7月 ~ ○○年8月31日

※手作り施設整備活動の場合

準備期間から実施日を記載してください。

4 施設等の規模及び構造

造成、砂利敷き 約300㎡・遊歩道約100m・看板設置1か所

(1) 敷地面積 1,000㎡

敷地の区分で当てはまるものに○をつけてください。

(2) 敷地の所有関係

[市有地・財産区有地・町内会有地・借地・その他()]

*契約書又は同意書、許可書の写しを添付すること。

添付した書類に○をつけてください。

(3) 添付書類 [位置図・公図写・平面図] 配置図・立面図・写真・その他必要な書類

(4) 施設等の管理 完成後は町内会で管理する予定

整備した施設の管理方法を記入してください。

(5) 整備計画(3年継続する場合)

年度	事業内容	活動予定額		備考
○○年度	造成・砂利敷き 遊歩道の整備、看板の設置	総額	185,900円	
		申請額	185,000円	
○○年度	看板の設置(3か所)	総額	157,500円	
		申請額	157,000円	
○○年度	花壇の設置	総額	100,000円	
		申請額	100,000円	

5 担当者氏名・連絡先

御前崎 太郎

TEL 85-1161

継続の場合は、3年分の計画を記入してください。
(終了した年度の計画も記入すること)

様式第3号(第5条、第8条、第10条関係)

収支予算書(変更収支予算書・収支決算書)

1 収入の部

単位：円

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決算額)	(当初予算額) (予 算 額)	比較増減		備考
			増	減	
市補助金	185,000 円				
町内会費	900 円				
計	185,900 円				

2 支出の部

単位：円

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決算額)	(当初予算額) (予 算 額)	比較増減		算出基礎
			増	減	
原材料費	117,800 円				別紙 内訳表
需用費	37,500 円				
使用料	30,600 円				
計	185,900 円				

補助活動等の収支（予算・決算）の内訳

(単位：円)

項目	予算額 決算額	内 訳	補助対象経費	備考
原材料費	117,800 円	ブロック 59,800 円 砕石 30,000 円 材木 18,000 円 塗料 7,500 円 ステンレスボルト 2,500 円	117,800 円	
需用費	37,500 円	看板代(業者製作) @35,500 円×1 枚 燃料代 2,000 円	35,500 円 2,000 円	
使用料	30,600 円	ユンボリース代 1 台 30,600 円	30,600 円	
合 計	185,900 円		185,900 円	

まちづくり活動団体等の概要

〇〇年〇月〇日

フリガナ	〇〇チョウナイカイ
団 体 名	〇〇町内会
フリガナ	チョウナイカイチョウ 〇〇 〇〇
代 表 者 名	町内会長 〇〇 〇〇
代表者住所	〒437-1612 御前崎市池新田〇〇番地
電 話 番 号	〇〇〇〇-□□-△△△△
FAX 番号	〇〇〇〇-□□-△△△△
会 員 数	〇〇〇〇名（平成 22 年 4 月 1 日現在）
設立年月日	令和 2 年 4 月 1 日
活動目的 (これまでの活動実績等)	地域コミュニティ活動の一環として、地域住民でまちづくりを推進する。 花壇の整備
活動区域	〇〇地域

*会の規約がある場合は添付すること。

*地域コミュニティ団体(地区、町内会等)の場合は、この用紙のみ提出すること。

『手作り施設整備活動』実績報告書の
記入例

様式第7号(第10条関係)

活動実績報告書

〇〇年〇月〇日

御前崎市長 柳澤 重夫 様

代表者の役職を必ず記入してください。

交付決定通知書の文書番号を記載してください。

住 所 御前崎市池新田〇〇番地
名 称 〇〇〇町内会
代 表 者 町内会長 〇〇 〇〇

押印は不要です。

〇〇年〇月〇日付け御企第〇〇号により補助金交付の決定を受けた御前崎市まちづくり活動支援補助金事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 活動事業名 | 〇〇公園整備 |
| 2 補助活動の区分 | 手作り施設整備活動 |
| 3 交付決定額 | 185,000円 |

活動計画書(変更活動計画書・活動実績書)

1 活動団体の名称 ○○町内会

2 活動の内容(活動の成果)

* 文章量が多い場合は、別紙にまとめていただいて構いません。

本年度は公園整備のため造成し、遊歩道も設置した。地域住民の憩いの場として喜んでいただいた。今後も整備を進めたい。

3 活動の実施時期 ○○年7月 ~ ○○年8月31日

手作り施設整備活動の場合

4 施設等の規模及び構造

造成、砂利敷き 約 300 m²・遊歩道約 100m・看板設置 1 か所

(1) 敷地面積 1,000 m²

(2) 敷地の所有関係

[市有地・財産区有地・町内会有地・借地・その他

* 契約書又は同意書、許可書の写しを添付すること

(3) 添付書類

領収書(写)、完成写真その他必要な書類

活動の成果について、できる限り具体的に記載してください。

例) 整備の内容

活動の前後でどのような変化があったか
今後どのように活動していくのか

など

(4) 施設等の管理 ○○町内会で管理

添付した書類の内容を記載してください。

(5) 整備計画(3年継続する場合)

年度	事業内容	活動(予定)額	備考
○○年度	造成・砂利敷き 遊歩道の整備、看板の設置	総額	182,500円
		申請額	182,000円
○○年度	看板の設置(3か所)	上段は事業にかかった全費用、下段はそれに 応じた補助金申請額を記入してください。	157,500円
			157,000円
○○年度	花壇の設置	(例では総額が下がったため、それに合わせて補助金額も減ります。)	100,000円
			100,000円

5 担当者氏名・連絡先

御前崎 太郎

TEL 85-1161

継続の場合は、3年分の計画を記入してください。
(終了した年度の計画も記入すること)

様式第3号(第5条、第8条、第10条関係)

~~収支予算書(変更収支予算書・収支決算書)~~

1 収入の部

単位：円

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(当初予算額) (予 算 額)	比較増減		備考
			増	減	
市補助金	182,000 円	185,000 円		3,000	
町内会費	500 円	900 円		400	
計	182,500 円	185,900 円		3,400	

2 支出の部

単位：円

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(当初予算額) (予 算 額)	比較増減		算出基礎
			増	減	
原材料費	114,800 円	117,800 円		3,000	別紙 内訳表
需用費	39,000 円	37,500 円	1,500		
使用料	28,700 円	30,600 円		1,900	
計	182,500 円	185,900 円	1,500	4,900	

補助活動等の収支（ 予算 ・ 決算 ） の内訳

(単位：円)

項 目	予 算 額 決 算 額	内 訳	補助対象経費	備考
原材料費	114,800 円	ブロック 57,800 円 砕石 30,000 円 材木 17,000 円 塗料 7,500 円 ステンレスボルト 2,500 円	114,800 円	
需用費	39,000 円	看板代(業者製作) @37,000 円×1 枚 燃料代 2,000 円	37,000 円 2,000 円	
使用料	28,700 円	ユンボリース代 1 台 28,700 円	28,700 円	
合 計	182,500 円		182,500 円	

* 活動に要した費用の領収書やレシート等の写しを添付し、整理してください。

様式第9号(第12条関係)

御前崎市まちづくり活動支援補助金交付請求書(概算払請求書)

交付確定通知書の文書番号を記載してください。

金 102,000円

ただし、〇〇年〇月〇日付け御企第〇〇〇号により補助金交付の確定(決定)を受けた御前崎市まちづくり活動支援補助金事業の補助金として、上記のとおり請求します。

〇〇年〇月〇日

御前崎市長 柳澤 重夫 様

住所 御前崎市池新田〇〇番地

名称 〇〇町内会

代表者 〇〇会長 〇〇 〇〇 印

代表者の役職を必ず記入してください。

口座振込先

金融機関名 〇〇銀行	支店名 〇〇支店
預金種目 普通・当座・その他	口座番号 123456
フリガナ チョウナイカイ カイケイ	
口座名義名 ●●町内会 会計 ●● ●●	

振込先は、団体名が入ったものにしてください。用意できない場合は、代表者の通帳でも対応可能ですが、必ず事前にご相談ください。

『人づくり等育成活動』、『地域活性化のための活動』
交付申請書の記入例

御前崎市まちづくり活動支援補助金交付申請書

〇〇年〇月〇日

御前崎市長 柳澤 重夫 様

住 所 御前崎市池新田 5585 番地
名 称 御前崎まちづくりグループ
代 表 者 会長 御前崎 太郎

押印は不要です。

申請する年度を記入してください。

代表者の役職を必ず記入してください。

〇〇年度において、御前崎市まちづくり活動支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

記

概算払いが不要な場合は消してください。

3 活動事業名 「明日の御前崎の農業を考える」講演会

2 補助活動の区分 人づくり等育成活動

3 活動事業経費
総活動事業額
交付申請額

259,700円

129,000円

交付申請額は、1,000円未満を切り捨てです。

4 概算払の承認申請

(1) 金額
(2) 理由
(3) 交付時期

64,000円

講師に支払う前払金のため
〇月中旬

概算払い額は、交付申請額の50%以下です。

活動計画書(変更活動計画書・活動実績書)

1 活動団体の名称 御前崎まちづくりグループ

2 活動の内容(活動の成果) *文章量が多い場合は、別紙にまとめていただいて構いません。

御前崎の耕作放棄地対策を考えるため、〇〇大学の〇〇先生を招き、講演会を開催する。市民が聴講できるよう、ポスター等を作成し広く呼びかけを行う。

3 活動の実施時期 〇〇年7月 ~ 〇〇年8月31日

※手作り施設整備活動の場合

*準備期間から実施日を記載してください。

活動の内容について、決定している範囲内で具体的に記載してください。
(例) イベントの目的、内容(講師は誰か、テーマは何か等)を記載。
イベントを実施することで、どのような効果が予想されるのか。
など

(3) 添付書類 [位置図・公図写・平面図・配置図・立面図・写真・その他必要な書類]

(6) 施設等の管理

(7) 整備計画(3年継続する場合)

年度	事業内容	活動予定額		備考
年度		総額	円	
		申請額	円	
年度		総額	円	
		申請額	円	
年度		総額	円	
		申請額	円	

5 担当者氏名・連絡先 御前崎 太郎 TEL 85-1161

様式第3号(第5条、第8条、第10条関係)

収支予算書(変更収支予算書・収支決算書)

1 収入の部

単位：円

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決算額)	(当初予算額) (予 算 額)	比較増減		備考
			増	減	
市補助金	129,000 円				
自己資金	130,700 円				
計	259,700 円				

2 支出の部

単位：円

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決算額)	(当初予算額) (予 算 額)	比較増減		算出基礎
			増	減	
報償費	30,000 円				別紙 内訳表
旅 費	44,700 円				
需用費	30,000 円				
印刷費	23,000 円				
食料費	101,500 円				
役務費	20,000 円				
使用料	10,500 円				
計	259,700 円				

補助活動等の収支（ 予算 ・ 決算 ） の内訳

(単位：円)

項 目	予 算 額 決 算 額	内 訳	補助対象経費	備考
報償費	30,000 円	講師謝礼金 30,000 円×1 名	30,000 円	
旅 費	44,700 円	講師旅費(東京駅⇒掛川駅) 14,900 円×1 名(往復) 講師依頼打合せ 14,900 円×2 名(往復) 29,800 円	14,900 円 0 円	*対象外
需用費	30,000 円	看板製作(横・縦垂) @5,000 円×2 枚 10,000 円 講演用の事務消耗品 コピー用紙等 20,000 円	10,000 円 20,000 円	
印刷費	23,000 円	チラシ印刷費 @10 円×2,000 枚 20,000 円 実績報告書印刷代(写真含む) 3,000 円	20,000 円 3,000 円	
食料費	101,500 円	講師昼食代 1,500 円×1 名 1,500 円 懇親会費一式 100,000 円	1,500 円 0 円	*対象外
役務費	20,000 円	チラシ・案内状郵送料 20,000 円	20,000 円	
使用料	10,500 円	池新田公民館ホール・会議室会 場使用料 10,500 円	10,500 円	
合 計	259,700 円		129,900 円	

まちづくり活動団体等の概要

〇〇年〇月〇日

フリガナ	オマエザキマチヅクリグループ
団体名	御前崎まちづくりグループ
フリガナ	オマエザキ タロウ
代表者名	御前崎 太郎
代表者住所	〒437-1692 御前崎市池新田 5585 番地
電話番号	0537-85-1112
FAX 番号	0537-85-1137
会員数	20 名（平成 22 年 4 月 1 日現在） 別紙「構成員名簿」を添付してください。
設立年月日	令和 2 年 4 月 1 日
活動目的 (これまでの活動実績等)	御前崎の魅力(農業、観光、歴史等)を市内外の人たちに伝えるとともに、地域の課題を考えることを目的としている。 観光・歴史散歩冊子の作成
活動区域	御前崎市 団体のことが分かるパンフレット、今までに作成した広報誌等があれば、添付してください。

*会の規約がある場合は添付すること。

*地域コミュニティ団体(地区、町内会等)の場合は、この用紙のみ提出すること。

様式第7号(第10条関係)

『人づくり等育成活動』と『地域活性化のための活動』
実績報告書の記入例

活動実績報告書

〇〇年〇月〇日

御前崎市長 柳澤 重夫 様

住 所 御前崎市池新田 5585 番地
名 称 御前崎まちづくりグループ
代 表 者 会長 御前崎 太郎

交付決定通知書の文書番号
を記載してください。

押印は不要です。

代表者の役職を必ず記入してください。

〇〇年〇月〇日付け御企第〇〇号 により補助金交付の決定を受けた御前崎市まちづくり活動支援
補助金事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1 活動事業名 | 「明日の御前崎の農業を考える」講演会 |
| 2 補助活動の区分 | 人づくり等育成活動 |
| 3 交付決定額 | 129,000円 |

様式第2号(第5条、第8条、第10条関係)

活動計画書(変更活動計画書・活動実績書)

1 活動団体の名称 御前崎まちづくりグループ

2 活動の内容(活動の成果) *文章量が多い場合は、別紙にまとめていただいて構いません
御前崎の耕作放棄地対策を考えるため、〇〇大学の〇〇先生を招き、講演会を開催した。当日は200名が参加し、講師より将来の御前崎の農業のあり方など提案をいただき、有意義な場となった。

3 活動の実施時期 〇〇年7月 ~ 〇〇年8月31日

※手作り施設整備活動の場合

4 施設等の規模及び構造

(1) 敷地面積

(2) 敷地の所有関係

[市有地・財産区有地・町内会有地・借地・その他()]

*契約書又は同意書、許可書の写しを添付すること。

(3) 添付書類 [位置図・公図写・平面図・配置図・立面図・写真・その他必要な書類]

(4) 施設等の管理

(5) 整備計画(3年継続する場合)

年度	事業内容	活動予定額	備考
年度		総額 円	
		申請額 円	
年度		総額 円	
		申請額 円	
年度		総額 円	
		申請額 円	

5 担当者氏名・連絡先 御前崎 太郎 TEL 85-1161

様式第3号(第5条、第8条、第10条関係)

~~収支予算書(変更収支予算書・収支決算書)~~

1 収入の部

単位：円

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(当初予算額) (予 算 額)	比較増減		備考
			増	減	
市補助金	129,000 円	129,000 円			
自己負担	107,800 円	130,700 円		22,900	
計	236,800 円	259,700 円		22,900	

2 支出の部

単位：円

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(当初予算額) (予 算 額)	比較増減		算出基礎
			増	減	
報償費	30,000 円	30,000 円			別紙 内訳表
旅 費	44,700 円	44,700 円			
需用費	27,000 円	30,000 円		3,000	
印刷費	32,800 円	23,000 円	9,800		
食料費	78,800 円	101,500 円		22,700	
役務費	13,000 円	20,000 円		7,000	
使用料	10,500 円	10,500 円			
計	236,800 円	259,700 円	9,800	32,700	

補助活動等の収支（ 予算 ・ 決算 ） の内訳

(単位：円)

項 目	予 算 額 決 算 額	内 訳	補助対象経費	備考
報償費	30,000 円	講師謝礼金 30,000 円×1 名	30,000 円	
旅 費	44,700 円	講師旅費(東京駅⇒掛川駅) 14,900 円×1 名(往復) 講師依頼打合せ 14,900 円×2 名(往復) 29,800 円	14,900 円 0 円	* 対象外
需用費	27,000 円	看板製作(横・縦垂) @5,000 円×2 枚 10,000 円 講演用の事務消耗品 コピー用紙等 17,000 円	10,000 円 17,000 円	
印刷費	32,800 円	チラシ印刷費 @10 円×3,000 枚 30,000 円 実績報告書印刷代(写真含む) 2,800 円	30,000 円 2,800 円	
食料費	78,800 円	講師昼食代 800 円×1 名 800 円 懇親会費一式 78,000 円	800 円 0 円	* 対象外
役務費	13,000 円	チラシ・案内状郵送料 13,000 円	13,000 円	
使用料	10,500 円	池新田公民館ホール・会議室会 場使用料 10,500 円	10,500 円	
合 計	236,800 円		129,000 円	

* 活動に要した費用の領収書やレシート等の写しを添付してください。

様式第9号(第12条関係)

御前崎市まちづくり活動支援補助金交付請求書(概算払請求書)

交付確定通知書の文書番号を記載してください。

金 65,000円

ただし、〇〇年〇月〇日付け御企第〇〇〇号により補助金交付の確定(決定)を受けた御前崎市まちづくり活動支援補助金事業の補助金として、上記のとおり請求します。

〇〇年〇月〇日

御前崎市長 柳澤 重夫 様

住 所 御前崎市池新田 5585 番地
名 称 御前崎まちづくりグループ
代 表 者 会長 御前崎 太郎 ㊞

代表者の役職を必ず記入してください。

口座振込先

金融機関名 〇〇銀行	支店名 〇〇支店
預金種目 普通・当座・その他	口座番号 123456
フリガナ オマエザキマチヅクリグループ ダイヒョウ オマエザキタロウ	
口座名義名 御前崎まちづくりグループ 代表 御前崎太郎	

振込先は、団体名が入ったものにしてください。用意できない場合は、代表者の通帳でも対応可能ですが、必ず事前にご相談ください。

様式集

交付要綱に定められている様式及び任意様式をまとめましたのでご利用ください。

データが必要な方は、御前崎市ホームページ内「暮らし・手続き」>「市民活動」>「市民活動支援」>「まちづくり活動支援補助金」のページからダウンロードすることができます。

《交付要綱に定められている様式》

- 1 様式第1号 御前崎市まちづくり活動支援補助金交付申請書
- 2 様式第2号 御前崎市まちづくり活動支援補助金活動計画書
- 3 様式第3号 御前崎市まちづくり活動支援補助金収支予算書
- 4 様式第5号 御前崎市まちづくり活動支援補助金変更承認申請書
- 5 様式第7号 御前崎市まちづくり活動支援補助金活動実績報告書
- 6 様式第9号 御前崎市まちづくり活動支援補助金交付請求書

《任意様式》

- 7 御前崎市まちづくり活動支援補助金収支内訳書
- 8 まちづくり活動団体等の概要

